

2017年6月福山市議会

2017年6月定例市議会は、日本共産党福山市議会議員団を代表して、高木たけし市議と河村ひろ子市議が一般質問を行いました。

第1質問の内容と答弁をご報告します。

河村ひろ子市議

6月28日
午後2時～



1、市長の政治姿勢について-----	2
○共謀罪について-----	2
2、マイナンバー制度について-----	4
3、高齢者施策について-----	8
○介護保険制度について-----	8
4、LGBT 支援策について-----	13
5、建設・都市行政について-----	17
○福山駅前の再生について-----	17
○幹線道路網の整備について-----	21
○福山市総合体育館の建設に係る入札のあり方について-----	24
6、文化財行政について-----	27
7、教育行政について-----	30
○学校校舎の改修について-----	30



河村市議：市長の政治姿勢について、共謀罪について伺います。

「内心」を処罰対象にする「共謀罪」法は、夜を徹した与野党の攻防を経て15日早朝、参院本会議で強行採決され、自民・公明与党と日本維新の会の賛成多数で可決・成立しました。

「共謀罪」法は、罪の具体的行為があつて初めて処罰されるという日本の刑法の大原則をねじ曲げ、思想・良心の自由をはじめとする基本的人権を侵害する紛れもない違憲立法です。

安倍首相は「テロ対策」とか「一般人は対象外」と主張しましたが、審議をすればするほど、説明は破綻してゆきました。

参院法務委員会審議を事実上封じ、委員会採決を抜きに「中間報告」という国会ルール無視の“禁じ手”を行使した暴挙が、国民の新たな怒りを呼んでいます。

さらに、安倍首相は、2020年に自衛隊の存在を憲法に明記するという本格的な9条破壊に乗り出す策動を強めています。このような暴走を絶対に認めるわけにはいきません。

共謀罪法と成立過程における議会制民主主義を蹂躪した在り方について、市長はどのように受け止めておられるのか、ご所見をお示しください。

兵庫県宝塚市の中川智子市長は、神戸・阪神間の民進、共産、社民党などの市議 9 人と共に十分な審議が尽くされていないとして共謀罪・改正組織犯罪処罰法の廃止を求める声明を公表しています。

枝広市長も、民主主義擁護を願う、福山市議会議員と共に、共謀罪廃止を求める声明を公表し、全国の市長に働きかけることを求めるものです。

ご所見をお示しく下さい。

市長答弁：河村議員の御質問にお答えいたします。

始めに、「テロ等準備罪」を新設した改正組織的犯罪処罰法についてであります。

この法律は、テロリズム集団を含む組織的犯罪集団が犯罪の実行に着手する前の段階での検挙・処罰を可能とし、被害の発生を未然に防止するための法律であると受け止めております。

国においては、国民の不安・懸念を払しょくしていただきながら適切かつ慎重な運用に努め、この法律の趣旨が生かされることを望むものであります。

以上

河村市議：マイナンバー制度について質問します。

マイナンバー制度が始まり、1年6か月が経過しますが、事業所へ送付するマイナンバーを記載した「特別徴収税額通知書」が札幌市、広島市など全国57以上の自治体で誤って送付される事故が起きています。

このような状況の下、全国では仙台市や名古屋市など100以上の自治体で、マイナンバーを不記載、一部不記載として個人情報情報を保護する独自の努力をしています。

また、広島県内では誤送付を防ぐため、尾道市・三原市など5つの自治体で簡易書留を活用しているほか、米子市や倉吉市などでは特定記録郵便で送付しています。

本市としても、他の自治体を参考に市民の個人情報を守る独自の対応を行うべきですが、ご所見をお示し下さい。

マイナンバー付き通知書が一方向的に送りつけられることは、事業主にとっても大きな負担です。事業主が通知書の受けとりを拒否する場合、本市は「通知書を市役所に持参すれば、従業員の税額はその場で伝える」と説明されてきました。現在の対応状況についてお答え下さい。また、このような対応をどのように周知しているのか、

お示し下さい。

次に経費について伺います。

自治体にとってマイナンバーのシステム改修費は大きな負担ですが、本市のこれまでの経費と今後の所要額をお示し下さい。

システム改修は、NEC、富士通、日立製作所、NTTデータなどのNTTグループの大手4社に集中しています。この4社の幹部は、政府が設置した「情報連携基盤技術ワーキンググループ」のメンバーであり、マイナンバー導入のために技術的な課題を検討していました。

国が2013年以降に発注したマイナンバー関連事業70件の契約のうち、55件をこの4社・グループが占めています。福山市のシステム改修費の主な委託先はNECと富士通との事ですが、国でも自治体でもこの4社がマイナンバー事業を独占しており「大手企業のお手盛り」との指摘もあるようです。

マイナンバー制度は大企業を儲けさせる一方で、国民へは徴税強化や社会保障給付抑制の手段に使うことが国の狙いです。住民や自治体にはメリットはありません。当制度の廃止を国に強く要望することを求めますが、ご所見をお示し下さい。

市長答弁：次に、マイナンバー制度についてであります。

始めに、個人住民税に係る特別徴収税額通知書の送付につきましては、地方税法や総務省通知等に基づき、適切な措置を講じております。

次に、事業主が特別徴収税額通知書の受取を拒否した場合の対応についてであります。

地方税法の規定により、特別徴収義務者に指定された事業主は、従業員等からの徴収義務が発生し、特別徴収を拒否することはできません。

従業員等の税額の照会については、特別徴収事務に必要であるため本人確認の上、回答しています。

次に、システム改修に係る経費についてであります。

マイナンバー関連の電子計算システムの改修費は、2014年度（平成26年度）から2016年度（平成28年度）までの3か年で約3億1,800万円であります。

今後の所要額については、今年度のシステム改修費として、約2,000万円を見込んでおります。

マイナンバー制度は、「行政の効率化」、「市民の利便性の向上」、「公

平・公正な社会の実現」を目的とし、導入されたものです。

本市としましては、本制度の目的が達成されるよう、また、市民の皆様が制度を安心して利用できるよう特定個人情報の適正管理とマイナンバー制度の周知・啓発に、一層努めてまいります。

以上

河村市議： 高齢者施策、介護保険制度について質問をします。

政府与党が強行した「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」は、高額介護サービス費の負担上限額の引き上げや、利用料 3 割などの新たな負担増、長期療養を担う療養病床の削減・廃止、介護保険料の総報酬割の導入、介護報酬引き下げなどサービス後退が目白押しの内容です。

とりわけ、利用料の 3 割負担化は市民へのさらなる負担増となりますが、本市の影響人数の見通しをお答えください。

利用料 2 割負担化の検証もされないまま 3 割負担を求める事について、国会でも「2 割負担の影響を検証するべき」「利用者の負担は限界」といった懸念の声が相次いでいます。その上、3 割への負担などともありません。

「21 世紀・老人福祉の向上を目指す施設連絡会」が昨年 9 月に行った調査では、2 割負担後、100 を超える特養ホームで「支払い困難」を理由に退所者が発生していました。

福山市内でも「個室から料金の安い多床室へ移動したケースがある」との声もあります。利用者への影響調査を市独自で行い、利用料について検証することが必要ではないでしょうか、ご所見をお示

し下さい。

3割負担の導入は、現在の1割負担から「原則2割負担への地ならし」と指摘されています。今は対象者を限定していますが、今後は法改定を伴わず、対象者の拡大が可能となります。国に対し3割負担の撤回を求める事を要望しますが、ご所見をお示し下さい。

多くの高齢者や家族は「これ以上の負担増はもう限界。低料金で行き届いた介護を保障する制度にして欲しい」と願っています。

利用料軽減のための市制度の創設を求めますが、お答え下さい。

次に、「地域共生社会の実現」について質問をします。

同法は「地域共生社会」の美名で、高齢者、障害者、児童など住民が抱える課題を「我が事」として、福祉を住民や事業所に「丸ごと」肩代わりさせる内容です。

介護と障害福祉を一体的に提供する「共生型サービス」は、障害福祉の事業所が介護サービスも実施できるよう、基準緩和を行うものです。

政府は「高齢障害者が利用してきた事業所やヘルパーがそのまま利用できるように」と説明しますが、65歳以上の高齢者は、介護保

険優先の原則が適用されます。そのため、無料で障害福祉サービスを受給していても65歳になったとたん介護保険利用が優先され自己負担が課せられます。

障害をもつ方たちが真に望んでいるのは、介護保険優先の原則を廃止することです。

市内のある障害福祉事業所の管理者は「身体・知的・精神の3障害の方々が一つの施設で過ごし、その対応だけでも困難。今後、高齢者や児童まで対象となれば、職員の専門性が相当必要になる。事業所への報酬を日割り制にしたため経営は厳しく、研修にすら行けない状況をつくっておいて無責任だ」と強く批判していました。

人手不足の現場で、職員に障害福祉も高齢者福祉も兼務させる基準緩和では、サービスの質・量の低下、労働者の過重労働につながりかねません。安上がりな人員で複合的なニーズに対応するという、「効率化」を前提とした共生型サービスの導入は行うべきではありませんが、ご所見をお示し下さい。また、介護保険優先の原則の撤廃を国に求める事を要望しますが、お答え下さい。

市長答弁：次に、高齢者施策についてであります。

初めに、介護保険制度における利用者負担割合の見直しについてであります。

今回の見直しは、今後も介護費用の増加が見込まれる中で、世代間・世代内の公平性と制度の持続可能性を確保する観点から、特に所得の高い方に限り負担割合を3割とするものです。

具体的な基準は、今後政令で定められることとなりますが、国は、受給者全体の約3%が該当すると見込んでおり、本市におきましても同程度になると考えております。

次に、2015年（平成27年）8月からの2割負担の導入につきましては、相応の負担能力がある方に2割負担をお願いしたものであります。

サービスの利用状況について、導入の前後を比較すると、要介護認定者数の伸びに対し、サービス利用者数も同様に伸びており、必要なサービスは、従来と変わらず利用していただけているものと認識しております。

また、本市独自の軽減制度につきましては、既に制度の中で、高額介護サービス費など利用者負担の軽減措置が論じられていること

から、考えておりません。

なお、低所得者の利用料の更なる軽減につきましては、介護保険制度の中で、総合的、統一的な対策が講じられるよう、全国市長会を通じて国に要望しているところであります。

次に、地域共生社会の実現についてであります。

今回の介護保険法等の改正により、新たに設けられることとなった「共生型サービス」は、ホームヘルプサービスやデイサービスといった形態のサービスについて、介護保険と障がい児・者のいずれかの制度で事業者指定を受けていれば、他の制度の指定を受けやすくする特例を設けるものであります。

このことにより、障がい者が高齢となった場合に、同じ事業所で継続してサービスを受けられるなどの効果があり、地域共生社会の実現に資するものと考えております。

なお、介護保険優先原則の撤廃を国に求めることについては、考えておりません。

以上

河村市議：LGBT支援策について質問をします。

性的マイノリティをめぐっては、ここ数年で社会的に大きな変化・発展がありました。さらに、差別の解消や偏見の除去、生活の向上と権利拡大への具体的な取組が求められます。

6月13日、LGBT当事者団体が、市に対して要望書を提出しました。

要望書は、支援者の募集、職員の研修強化、当事者へのアンケート調査や専門家による相談体制の強化を求めています。

代表は「地方でのLGBT支援は不十分であり、当事者は生きづらさを抱えている。自分らしく生きていける社会にして欲しい」と訴えられました。

当事者の多くは、差別を恐れ、周囲にカミングアウトせず、社会に受け入れられない孤独感を抱えています。

市内のある当事者らは「ホルモン注射など服薬トラブルの相談場所が欲しい」「どこに相談をしたらよいのか分からない保護者もいる」「専門の相談窓口をつくって」と話していました。

淀川区では専門の電話窓口があります。一年間で約1000件の着信があり、100件相談を受け付けているとの事です。また当事者らが集

うコミュニティスペースも運営されています。

本市にはLGBT等に関する専用の相談窓口はありませんが、設置に向けてどのように検討されているのでしょうか、お答えください。また、これまでどのような内容の相談が何件寄せられ、どのように対応したのでしょうか、お答えください。

本市にも電話対応を含めた専門の相談窓口とコミュニティスペースの設置を求めますが、ご所見をお示し下さい。

東京都世田谷区では、2016年8月に当事者に対する「性的マイノリティ支援のための暮らしと意識に関する実態調査」を行いました。

カミングアウトの有無、現在の住まいや雇用形態、生活や就労に困ったことなど、20項目以上の質問を設けています。ニーズに即した支援を検討するために実態調査を行ったとの事です。

性的マイノリティの人は人口の7~8%と言われており、47万人の福山市では、約3万人以上と推計されます。

本市でも当事者の生活実態やニーズを把握するための、実態調査を行うことを求めますが、ご所見をお示し下さい。

市長答弁： 次に、LGBT支援策についてであります。

本市におきましては、LGBTに関する相談は、2つの団体から、それぞれ1件お受けしております。

1つの団体からは、「社会的認知のないことへの不満や専門窓口の設置について」、また、他の団体からは、「当事者の思いを受け止め、多くの市民にこうした課題があることを知ってほしい」との要望を受け、当事者団体と協働する車で、これまで巡回パネル展示や講演会等を開催するとともに、職場研修等を通じて職員への周知にも努めてきたところであります。

次に、専門の相談窓口やコミュニティスペースの設置についてであります。

先進地の事例では、相談内容が多岐にわたるため高い専門性を持った相談員が対応されているところであり、本市においては、そうした人材確保も難しく、引き続き、人権・生涯学習課やコミュニティセンター等の人権相談で対応してまいりたいと考えております。

また、生活実態やニーズを把握するための実態調査につきましては、誰が対象者かを把握しての全市的な調査は困難であり、個別の相談を通じて実態を把握してまいりたいと考えております。

こうした現状をふまえ、本市といたしましては、引き続き、当事者団体と連携する中で、多様性を認め合える共生社会の実現に向け、さまざまな機会を通じた啓発事業に取り組んでまいります。

以上

河村市議：建設・都市行政、福山駅前の再開発について伺います。

市長は、福山駅前が福山の顔であるとして、「スピード感を持って再生を進めたい、との意向を示していますが、伏見町再開発事業は事業組合が解散し白紙に戻りました。

その後の動向について、どのように把握しているのかお示してください。また、ビジョン策定の関連性をどのように図るのかお示してください。

キャスパ閉店後 5 年が経過し、駅前の景観やにぎわいづくりにも陰りを生み出しています。しかし、キャスパ跡地を商業床として再整備すれば、他の商業床との競合などの懸念もあるところです。

駅前再生のコンセプトやゾーニングにマッチさせることが必要と思料するものですが、事業者の意向をどのように把握しているのか、また、今後の協議の在り方についてお示してください。

NHK跡地の売却問題について、報道では、今後、市による取得を含めてNHKと協議を進める見通しとのことでもあります。

そこで、いくつか質問いたします。

① 当該の土地は国指定の都市再生緊急整備地域に含まれますが、福山駅前再生のビジョンやゾーニングが定まらない中で、土地取得

を目指すのは、軽々ではないでしょうか。

取得費用や建物撤去に係る予算をどれくらいと見通しているのか、お示してください。また、土地や施設の今後の活用方向や計画をお示してください。

② 福山市は、新たな土地を取得しようとする一方で、公共施設の統廃合計画を進めようとしています。

その理由は、少子高齢化時代を迎えるに当たり、効率的な公共施設の管理運営を行うとしています。

市民が日常的に多用している公民館などの統廃合計画を進めながら、その一方で使途も定まらない新たな公的施設を取得することに市民の納得は得られません。公的施設の保有のあり方について、合理的な説明を求めるものです。

③ 福山市は、かつて旧そごうの土地と建物を取得し、多額の管理運営費を投入しています。地方自治体が多額の維持・管理費のかかる財産をむやみに取得するべきではありません。この教訓をどのように整理したのか、ご所見をお示してください。

市長答弁： 次に、福山駅前再生についてであります。

まず、伏見町地区市街地再開発準備組合の解散後の動向についてであります。伏見町地区においては、現在、市のビジョン策定の動向を注視されながら、新たなまちづくりに向けて検討されていると伺っています。

本市といたしましては、伏見町地区を含め、駅前の再生を早期に実現していくためには、従来の再開発の手法だけでなく、リノベーションによるまちづくりなど様々な手法を組み合わせながら進めることが必要であると考えております。

現在、取り組んでおりますビジョンの策定を進める中で、福山駅前の再生に有効なまちづくりの手法を議論してまいりたいと考えております。

次に、キャスパ閉店後の事業者の意向、及び、今後の協議の在り方についてであります。

事業者におきましては、今年度、基本構想及び基本計画を策定すると伺っております。

本市といたしましては、駅前のにぎわいや魅力に資するよう協議会での議論の内容等、現在、策定している再生ビジョンの検討状況

を適宜、情報提供しているところであります。

引き続き、事業者と連携してまいります。

次に、NHK跡地についてであります。

当該土地は、中心市街地の活性化基本方針で設定している福山駅前
前のエントランスゾーンの中であり、都市再生緊急整備地域内にも
位置しております。

都市の顔ともいえる福山駅前の再生は、市が最優先で取り組むべき
課題であり、跡地については、市にとってどのような対応が良い
か検討して参りたいと考えております。

また、公共施設の保有のあり方につきましては、人口減少社会が
到来する中、将来にわたって適切なサービスが提供できるよう、福
山市公共施設等サービス再構築基本方針に沿って、市民ニーズを踏
まえ、必要な機能は確保しながら施設保有量を縮減していくことが
基本的な考え方であります。

以上

河村市議：幹線道路網の整備について伺います。

2016年、国土交通省が実施した国道渋滞ランキングで、赤坂町岩足橋交差点から明神町交差点までの3区間が、渋滞ワースト1位、3位、5位となっていることが報道されています。

国・県・市は、「東西の幹線である国道2号線市内中心部で慢性的な交通渋滞がある」ことを、福山道路などの幹線道路建設理由の一つとしてきました。

しかし、事業化されている赤坂、瀬戸町長和間の3・3キロメートル区間でも、道路建設にかかる用地買収が停滞し、事業が長期化しています。

その他の区間は、事業化のめども立っておらず、幹線道路頼みでは、渋滞解消が進みません。まず、渋滞の実情に即した道路整備や解消策を急ぐべきではありませんか。

当区域では、79%の用地取得を終えているとのことですが、残り21%の用地取得が出来なければ、事業推進はできません。

21%の土地の地権者数、また、道路用地の取得が進んでいない理由をお示しくください。

福山道路建設計画策定時は、予定地16.5キロメートル区間に550

件の建物があるとのことでしたが、現在までに市街化が急速に進み、大きく様変わりしています。

特に多治米町・川口町の 2 キロメートル区間は、水田が激減し、住宅密集地になっています。現在、立ち退き対象建築物がいくらあるのか。件数をお示してください。また、住民の立ち退き補償にどれくらいの費用と期間が見込まれるのか、概算をお示してください。

計画区域の状況から、当区間に大型道路を建設することは困難と
思料するものですが、ご所見をお示してください。

次に渋滞解消策について伺います。

国道 2 号線は、産業道路であると同時に多くの市民が通勤や買い物などに活用する重要な生活道路となっています。それが一時的な交通渋滞を加速し、交通事故が多発する要因とも考えられます。

通過交通量と、福山市内の通勤や生活関連の交通量は、どのような比率となっているのか、お示してください。

今後、幹線道路と生活道路の分離を図ること、とりわけ、東西の生活道路の整備や国道横断の交差点改良などで、国道 2 号線への流入を減少させる方法を講じるべきではないかと思料するものです。
ご所見をお示してください。

市長答弁： 次に、幹線道路網の整備についてであります。

まず、福山道路の事業化している区間において、用地が取得できない主な理由としましては、まだ事業への協力がいただけていない方や、価格不満、相続整理、移転先の代替地確保などであると、国から伺っております。

次に、多治米町・川口町の2 km区間につきましては、事業に入る段階において、事業説明を行なったうえで、道路予定地の測量・調査を行うことになると国からは聞いております。

次に、国道2号の通過交通と渋滞対策についてであります。大型車の交通量については、全体の約2割にあたる1万台前後であり、その半数程度が通過交通であると伺っております。

国道2号など主要幹線道路における交通渋滞は、市民生活や社会経済活動に影響を与えており、特に、抜本的な渋滞対策として、福山道路等の幹線道路網の構築が不可欠であると考えております。

本市といたしましては、引き続き、国・県と連携し、計画路線の着実な整備に努めてまいります。

以上

河村市議：福山市総合体育館の建設に係る入札の在り方について質問します。

6月19日の都市整備特別委員会に、総合体育館の整備についての報告が行われました。今後3年間で基礎工事、^{くたい}躯体、外装、内装、及び外溝工事を行うとのことです。

2019年までの予算額は105億8830万円とのことですが、この仕事が市内業者に回れば、経済活性化に大きく資することになります。

6月23日、建設工事、電気設備工事、空気調和設備工事、給排水衛生設備工事の4件について、条件付き一般競争入札、総合評価方式試行要綱に基づき、実施するとの公告が行われました。

公告では、4つの工事の入札資格者は、3社による共同企業体であり、「代表構成員は広島県内に本店、支店、又はこれに準ずるものを有しているもの」とされ、その他の構成員については「福山市内に本店を有する者」とされています。県内、市内業者への発注となることは評価できるものです。

この4工事の入札資格要件で、代表構成員となれる等級Aの総合評定値を持つ市内業者はいくつあるのか、工事毎に事業所数をお示しください。

その他の構成員と成りうるB群、C群の事業所数についても、それぞれお示してください。

当工事に関わり市内中小業者への下請が発注される場合、ダンピングや労働者の賃金の切り下げの防止、安全な労働環境の保持が行われるよう市の監督・管理が求められます。市の対策の具体について、お示してください。

次に、公園や総合体育館と芦田川空間との連続性を確保するとして、連絡ブリッジの建設案が報告されましたが、設計、建設に係る入札はどうするのかお示してください。

市長答弁：次に、(仮称)福山市総合体育館建設に係る入札についてであります。

まず、共同企業体の資格要件のうち、経営事項審査の総合評定値を有する市内建設業者数についてであります。

代表構成員A群となり得る市内建設業者の数は、建設工事 及び電気設備工事ではそれぞれ6者、空気調和設備工事 及び給排水衛生設備工事ではそれぞれ2者であります。

また、その他構成員のB群、C群となり得る市内建設業者の数は、

建設工事では、B群が56者、C群が50者、
電気設備工事では、B群が25者、C群が19者、
空気調和設備工事 及び給排水衛生設備工事では、B群がそれぞれ26者、C群がそれぞれ24者であります。

次に、当該工事に係る下請負についてであります。

本市は、受注者に対しては、建設工事請負契約約款に基づき、下請契約を締結した時は、遅滞なく下請契約書の写しの提出を求め、下請契約の適正化に努めております。

また、下請代金については、一方的に不当な減額を行わないことや適切に安全管理を行うことができる設定とすることなどを指導しているところであります。

次に、連絡ブリッジにつきましては、設計業務は、一般競争入札を実施し、既に契約済みであり、建設工事は来年度の着工に向けて契約の方法などを今後、検討してまいります。

以上

河村市議：文化財行政について、お伺いします。

市長は、今年3月の定例会市議会の総体説明で、「歴史・文化の継承」について表明されています。

その中で、鞆のまちづくりについて、「(仮称) 鞆まちづくりビジョン」の策定や、「排水施設の設置」などに取り組む、とされる他、「歴史的町並みの保存整備の一層の推進」などにも取り組むと、表明されました。

また、今議会冒頭には、「市全体の歴史・文化資源等の価値を再認識し、磨き上げる」と表明されました。

芸術・文化は、人々の暮らしに希望とうるおいを与え、豊かな人間形成になくてはならないもので、その条件を整えることは政治の責務です。

ところが、日本では、国家予算に占める文化予算の比率が、フランスや韓国の8分の1程度という貧困な文化行政が続いています。

市として、政府に対し、文化予算の抜本的な増額を要望することを求めますが、お答えください。

政府は「観光立国」として、歴史・文化遺産を、観光客数や消費拡大という「量」を優先して活用する政策です。

しかし、文化財保護法には、文化財の保存と活用は「国民の文化的向上」に役立て、「世界文化の進歩に貢献する」と定められており、観光振興が第 1 義ではなく、文化財の根源的価値を守ることが真に求められています。

文化財保護法の理念に基づいた町づくりこそが、結果的に、「観光客の増大」へつながり、地域経済を活性化させるものですが、文化財行政に対する、市長のご所見をお示し下さい。

次に、鞆の浦の太田家住宅朝宗亭について、お伺いします。

太田家住宅朝宗亭は、1804 年に竣工され、1991 年に、国の重要文化財に指定された、歴史的建造物です。

通りを挟んで立つ「太田家住宅」の別宅で、鞆港に面しており、海側への眺望もよく、藩主を迎える格式を備えた作りのよい町家です。朝宗亭には、幕末維新の際に、尊皇討幕を唱える三条実美ら、七卿が立ち寄ったという歴史的背景があり、鞆七卿落遺跡（ともひちきょうおちいせき）として、県の史跡に指定されています。

ところが現状は、老朽化がひどく、屋根の大棟が崩れかけ、それに伴う雨漏りや壁の崩落、さらに、塩害で柱の根が傷み、建物の基礎が揺らいでいます。

そのため、建物の大きな傾きがあちこちに見られ、シロアリ被害が追い打ちをかけています。

これまで大規模な修理は行われておらず、このままでは、重要文化財を失いかねない深刻な状況だと思われまます。

市として朝宗亭の現状をどのように把握しているのか、また、どのように認識しているのか、お答えください。

また、当住宅の所有者は、数年前から、市に対し、修理の要望を繰り返してきたと仄聞しますが、これまでの対応について、お答えください。さらに、文化財建造物の保存修理を中心的に担っている、文化財建造物保存技術協会（文建協）との連携と協議・検討の状況はどのようになっているのか、それぞれご説明下さい。

また、県や国などの関係機関と緊密に連携し、「朝宗亭は緊急の保存修理が必要である」という共通認識に立ち、早急に工事に取り掛かるための、今後の方策をお示し下さい。

太田家住宅朝宗亭は、福山市が誇る、国民共有の財産です。

文化庁に対し、早急に修理をするよう直接働きかけるなど、市長が貴重な文化財の保存のために、リーダーシップを発揮し、可及的速やかに対策を行う事を求めますが、ご所見をお示し下さい。

教育長答弁：教育行政についてお答えいたします。

文化財行政についてであります。

まず、政府に対し、文化予算の増額を要望することにつきましては、これまでも、全国市長会や全国都道府県教育長協議会を通じて、文化芸術の振興及び文化財保護の充実のため、予算拡充等の要望をしてきているところであり、引き続き要望してまいります。

次に、文化財行政に対する考えについてであります。

文化財は、我が国の歴史や文化を正しく理解するための生きた教材であるとともに、将来の文化の向上発展の基礎となるものであり、このような国民的財産である文化財を適切に保存し、活用を図ることが重要であると認識しております。

文化財が持つ本質的な価値を明らかにし、磨きをかけることで、地域への誇りと愛着を高めるとともに、その魅力を市内外に発信してまいりたいと考えております。

次に、太田家住宅朝宗亭（ちょうそうてい）についてであります。

現状につきましては、経年により各部材の破損が著しく、また、海に面しているため塩害により基礎部分が大きく損傷している状態であり、これまで、雨漏りを止めるための応急措置等の対応を行な

ってまいりましたが、老朽化が進んでおり、抜本的な修理が必要な時期に来ていると認識しております。

次に、文化財建造物保存技術協会との連携等の状況についてであります。

2012年（平成24年度）頃、所有者から修理についての相談があったことから、文化庁が承認した文化財建造物修理主任技術者を有する公益財団法人文化財建造物保存技術協会に現地調査を依頼しました。

その際、「この工事は護岸も含む大規模なものとなるため事業費を算出するには、現地調査にかなりの時間を要する」との見解が示されました。

その後、同協会からの職員派遣が困難な状況が生じる中、昨年5月と、本年4月に数日、同協会職員が現地調査を行い、平面図を作成しました。

しかし、事業費の算出のためには、更に、同協会による実測調査や耐震診断、破損状況調査など各種調査を行う必要があり、現時点でも、いまだに、連続した調査日程が取れないという状況が続いております。

今後の方策につきましては、建物の傷みが著しいことについて、繰り返し、県や国へ状況報告を行うとともに、同協会へ、現地調査の継続を強く要請してまいります。

引き続き、所有者や関係機関と緊密な連携を図りながら、鞆の町並みの核となる貴重な歴史的建造物が、早期に修理ができるよう、取り組んでまいります。

以上

河村市議：校舎の改修について質問をします。

学校施設は児童生徒の学習・生活の場であり、より良い教育活動を行うためには、その安全性・機能性の確保は不可欠です。しかし、全国の多くの学校施設は建築後 25 年以上経過し、改修が必要な建物の面積が全体の約 7 割を占めるなど老朽化は深刻な課題です。

現在市内には休校を除き 77 の小学校と 35 の中学校が設置されていますが、全国と同様、校舎の老朽化が進んでいます。

福山市は 2013 年に「福山市立学校施設耐震化推進計画」を策定し、2020 年度末までに耐震化率 100%を目指しています。これまで耐震補強工事と共に、施設の内部や外部のリフレッシュ工事を一体的に実施していましたが、2013 年度から耐震補強工事のみです。そのため耐震補強はされても校舎はボロボロという学校が多くあります。

我が党は、市内の築 50 年の中学校に視察に行きました。昨年校舎の耐震化はされましたが、リフレッシュ工事はされていません。

そのため、階段の壁や廊下の天井が崩れている箇所も多くありました。また耐震化されていない別の棟では、窓や扉のサッシが鉄枠のためさび付き、開閉が困難なところや、理科室には水が出ない蛇口がありました。校舎の維持・改修は喫緊の課題であると考えます

が、ご所見をお示し下さい。

また、毎年、各学校から維持補修要望を市教委に提出しているとの事ですが、毎年何件の要望があがり、何件修繕されているのでしょうか、お答えください。

文科省が2016年3月に発出している「熊本地震の被害を踏まえた学校施設の整備について緊急提言ポイント」には、外壁・窓等で古い工法のものや経年劣化したものは、落下等の被害が顕著であったとしています。

そのため、学校設置者等が行うべき今後の推進方策には、「特に、経年劣化が進行している学校施設等については、早急に点検を実施し、点検結果を踏まえ、優先順位をつけて計画的に老朽化対策を行うこと」と示されています。

現在、耐震補強工事が実施済みで、リフレッシュ工事の未実施の校舎は何校・何棟あるのか、小学校、中学校別にそれぞれお示し下さい。また、学校施設等の点検・老朽化対策の計画は策定されているのでしょうか。お答えください。

教育長答弁：次に、学校校舎の改修についてであります。

学校施設の整備につきましては、安全対策やより良い教育環境の向上を基本に現在、耐震化、中学校給食実施の加速化、便所洋式化等を主要事業に位置づける中で取り組んでいるところです。

一方で、児童・生徒の急増期に建築された建物が多く、老朽化が進行しており、課題があると捉えております。

学校からの維持修繕要望につきましては、年度当初、各学校から、「教育施設整備・維持修繕要望調査表」が提出されております。

また、緊急に対応しなければならない修繕については、学校長等から電話連絡を受け、迅速な対応に努めているところです。

昨年度、調査票及び電話連絡による修繕要望は、約 2,000 件あり、そのうち、約 900 件の修繕を実施しました。

次に、耐震補強工事が実施済みでリフレッシュ工事が未実施である校舎につきましては、昨年度末現在で、小学校 41 校 58 棟、中学校 16 校 27 棟であります。

次に、学校施設の点検と老朽化対策についてであります。

学校施設の点検につきましては、年 1 回の学校による安全点検と 3 年に 1 度の専門家による法定点検を実施しております。

学校施設の老朽化対策につきましては、屋上防水改修、給排水設備改修、受変電設備改修、給食室内部改修など年次計画により実施しているところです。

また、文部科学省通知により、学校施設の長寿命化計画を2020年度（平成32年度）までに策定することとなっており、今後、計画を策定し、老朽化対策をはじめとした施設整備に取り組んでまいります。

以上